

社会的養護関係施設評価機関 各位

千葉県福祉サービス評価・調査機関連絡会

社会的養護関係施設の「a b c」判断根拠について

千葉県福祉サービス評価・調査機関連絡会では「標準は b 評価である」との全社協研修を受け判断基準を以下に設定いたしました。施設側への資料にも「a」は十分、「b」は不十分としか記入されていないので、説明し納得を得えて、予測される混乱を避けることに努める。

- (1) 施設が着眼点を実施していること
- (2) その実施が継続的（必要性を認識し、計画や目標、実行、確認、評価が行われている）であること
- (3) その根拠が書式によって確認できること

・「a」は (1)、(2)、(3) が確認できる。<標準以上>

・「b」は、(1) のみが確認できる。<標準>

・「c」は、実施されていない <標準以下>

とする。